Japa Transport and Tourism Reversh Institute

我が国の「ワクチンパスポート」導入における課題と対応 【7/12提言時資料抜粋】及び進捗検証結果の概要【11/22提言追補】

課題①

「ワクチンパスポート」の早期デジタル化 (提言①関係)

- (提言で求めた対応)「ワクチンパスポート」(ワクチン接種や検査結果の証明書)の早期デジタル化
- ⇒【進捗検証】 ○:概ね提言の方向に沿って進展しているが、一部対応の深化等更なる改善を望む

課題②

「デジタルワクチンパスポート」のアウトバウンド導入 (提言②関係)

- (提言で求めた対応)アウトバウンドへの「デジタルワクチンパスポート」の早期導入
- ⇒【進捗検証】 ◎:提言の方向に沿って着実に進展中

課題③

「デジタルワクチンパスポート」の開発、導入プロセス (提言③関係)

- (提言で求めた対応)開発・導入等は民間の動きに委ね、国は規格作成や標準化、互換性確保等を支援 (同)個人データ管理は公的主体とし、移動時の企業や関係機関の利用は必要最低限に抑制
 - ⇒【進捗検証】 ○:概ね提言の方向に沿って進展しているが、一部対応の深化等更なる改善を望む

課題4

入国時の検疫対応等 (提言④関係)

- (提言で求めた対応)極力主要国(当面は統一性の高い米欧)との制度の調和(ハーモナイゼーション)を行う
 - ⇒【進捗検証】 △~×:提言の方向に沿って一部進展はあるが、まだ大きな課題が残り一層の改善を要する
 - 1)米欧に加え一部アジア諸国でも「有効なワクチン接種者」には入国後隔離を要求しておらず、過剰規制のおそれあり
 - ※観光客等は10日隔離が継続。出張者等は政府の承認を条件に3日隔離へ緩和されたが(11/8から)、行動への制約が多く(通勤用鉄道やバスは使用不可、等)承認取得手続も煩雑(日々の行動を逐一事前申請、3週間前の申請を目安、等)。
 - 2)出張者等の査証取得義務(外国人)や日本独特の入国上限規制(日本人含め1日3.5千人⇒11/26から5千人)が残り、また、外務省の海外旅行安全情報では米欧含む160か国を対象に渡航中止勧告を発出中。
 - 3)緩和対象となるワクチンの範囲がWHO(国際保健機構)や米国及び一部アジア諸国と比して狭く、インバウンド客のかなりの部分が緩和対象外となるおそれ(中国製ワクチン接種者等)。
 - なお、ワクチン接種証明書への医師署名義務や陰性結果証明書への検査方法明記義務等も課題として残存。



(別紙1)「水際対策に係る新たな措置(19)」制度概要資料(抄)

出典:11/8厚生労働省HP

水際対策に係る新たな措置による入国(行動制限緩和有り)

- ①~③のいずれも満たす入国者は、入国前に、受入責任者(企業等)が業所管省庁に申請を行い、審査を受ける ことにより、受入責任者の管理の下、入国後の待機期間中の行動制限を緩和することができます。
 - ① 日本人の帰国者、在留資格を有する再入国者、商用・就労目的の3月以下の短期間の滞在又は緩和が必要な事情があると業所管省庁が認めた長期間の滞在の新規入国者である
 - ② 入国日前14日以内に10日施設待機指定国・地域又は6日施設待機指定国・地域での滞在歴がない
- ③ ワクチン接種済者である

<入国後の待機解除までの流れ(最短スケジュールの場合)>

入国時 入国前14日間の 出国前72 1日目 3日目 4 日目 10日日 ~14日目 時間以内 (空港) 滞在国・地域 <受入責任者が確保する施設又は自宅で待機> 3日施設待機 ・業所管省庁により事前に 指定国·地域 入国者健康 10日目以降の検 承認された活動計画書に 陰性 確認セン 陰性 陰性 査陰性で待機期 沿った活動 検査 検査 ターによる 検査 検査 間を短縮 \Rightarrow 受入責任者による行動管理 フォロー 非指定 ・入国者健康確認センター アップ によるフォローアップ 国·地域

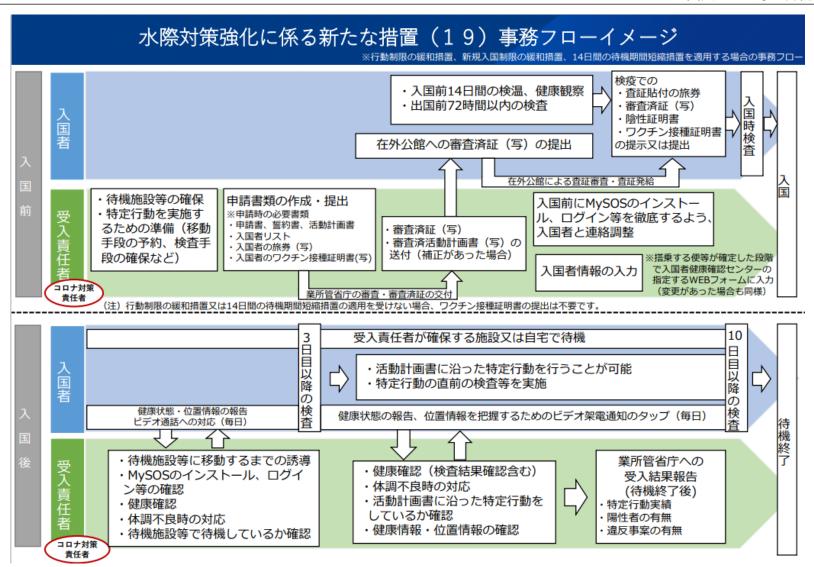
※検査結果が出るまでに数日を要する検査機関もありますので、必ず確認の上受検をしてください。

活動の種類	組み合わせる措置
公共交通機関での移動	 国内線の航空機、鉄道(座席指定ができる新幹線・特急列車に限る。)、バス(座席指定ができるものに限る。)、旅客船(個室 又は座席指定ができる便に限る。)、タクシー(運転手と空間的分離ができる車両に限る。)のいずれかを事前予約して利用 直前の検査、飲食は必要最小限(水分補給を行う場合は会話をしない、食事をとる必要がある場合は黙食、飲酒は控える)
集会・イベントへの参加	・ 直前の検査・ 飲食を伴う場合は、主催者等の定めるルールに従う
飲食店の利用・会食	・ 直前の検査、第三者認証店を利用、原則個室で実施、飲酒は必要最小限・ 国内在住者との会食については、参加者全員の会食後10日間の健康観察(体温や症状の有無等)
仕事・研修	他者との身体的接触を伴う活動や実習等は不可距離の確保、換気を含む感染防止策の実施



(別紙2)「水際対策に係る新たな措置(19)」事務フローイメージ

出典:11/8厚生労働省HP





(別表1)各国の入国規制(11/8以降、短期滞在非居住者対象)

出典:各国政府等HP、在各国日本大使館HP、JETROHP

区分	規制項目	米国①	EU(仏 の例)②	中国③	韓国④	タイ⑤	日本⑥
有効ワクチン接種者(特例)	出国前検査証明	0	_	チ り 後 上 接	0	0	0
	入国時検査	0		ジを上	0	0	0
	隔離日数			せ 者 中	1	1	3/10
	隔離後検査	_		接種者も同じ) なし(中国製ワク	0	0	0
	特例対象国		56	しり	7	63	70®
ワクチン 不接種者 等(原則)	出国前検査証明	0	0	0	0	0	0
	入国時検査	0		0	0	0	0
	隔離日数			14	10	10	14
	隔離後検査	_		0	0	0	0

- ○は対応する検査証明等の各種義務があること、−はないことを示す。
- 注:①「有効なワクチン接種者」以外の入国は原則不可 ②出発国により異なるため最も緩い「グリーン」の例
 - ③省により異なるため上海市の例(出国前検査はPCR・抗体の両方が義務) ④隔離後検査は6~7日目。
 - ⑤指定ホテル等へ1泊以上滞在。隔離後検査は6~7日目。
 - ⑥出張者や就労者等でかつ受入企業等が入国後の行動保証を可能な者が3日特例の対象。
 - ⑦16か国以外の全て。 ⑧ワクチン接種証明書受入国数(11/12時点、米国・カナダは州単位で細かく規定)。



(別表2)各国等が承認しているワクチン(11/18時点)

出典:WHOHP、各国政府等HP、在各国日本大使館HP、JETROHP

ワクチンの種類	WHO	米国	EU	中国	韓国	タイ	日本
モデルナ(米国)	0	0	0		0	0	0
ファイザー/ビオテック (米国 <i>/</i> ドイツ)	0	0	0		0	0	0
ジョンソン&ジョンソン (米国)	0	0	0		0	0	(●②)
アストラゼネカ(英国)	0		0		0	0	0
コビシールド(インド)③	0					0	
シノファーム(中国)	0			0		0	
シノバック(中国)	0			0		0	
スプートニク(ロシア)							

(凡例)○:国内使用及び入国時の規制緩和/免除措置両方の対象

- ●:入国時の規制緩和/免除措置のみ対象(国内使用は未承認)
- ①国産ワクチンを計6種承認済 ②「11月末に入国時対象に追加予定」との報道あり
- ③アストラゼネカ社ワクチンと同一製剤